

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

《地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る》

□乳児の全戸訪問等（こんにちは赤ちゃん事業等）

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施するとともに、保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業等の適切なサービスの提供を行うなど、切れ目のない支援体制を確立します。

また、出産前において支援を行うことが必要な妊婦に対し、訪問等の支援を行います。

□地域子育て支援拠点の設置促進

- ・ 子育て家庭等の育児不安に対する相談・指導や、親子が気軽に集うことのできる場を提供するなどの地域の子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）の設置を促進します。

□ファミリー・サポート・センターの普及促進

- ・ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの普及促進を図ります。

また、病児・病後児の預かりや送迎等の取組についても普及を図ります。

□一時預かり、幼稚園の預かり保育

- ・ 就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の一時的に子育てが困難となる際の保育等に対応する一時預かりサービスを拡充するとともに、幼稚園の預かり保育を推進します。

□商店街の空き店舗や小中学校の余裕教室や幼稚園等の活用

- ・ 商店街の空き店舗や小中学校の余裕教室や幼稚園等を活用し、地域における子育て支援や親子交流等の機能を担う場の設置を促進します。

□子育て総合支援コーディネーター

- ・ 子育て家庭が適切なサービスを選択し利用できるように、市町村における子育て支援総合コーディネート機能の充実を図ります。

《地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進します》

□ NPO活動等の地域子育て活動の支援

- ・ 地域子育て創生プロジェクト（安心こども基金）の活用等により、子育て支援活動を行うNPOや育児・子育てサークル等の設立支援や養成、ボランティアの育成などを行い、子育て支援活動に対する地域の多様な活動を支援します。

□ 地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流

- ・ 退職者や高齢者等が地域における子育ての担い手として活躍できるよう支援するとともに、世代間交流の促進を図ります。

□ 企業参加型の子育て支援

- ・ 商店街や企業の協賛を得ながら実施しているパスポート等事業を普及させるなど、企業参加型の子育て支援の取組を促進します。

□ 官民連携子育て人材育成

- ・ 子育て支援に関するNPOの活動に従事する者の連携の推進を図るとともに、自治体、経済界、労働界、企業等における仕事と生活の調和や子育て支援を推進するリーダーを育成します。

(10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にらせるように

《子育てに適した住宅・居住環境の確保を図る》

□ 融資、税制を通じた住宅の取得等の支援

- ・ 子育て世帯が子育てに適した住宅を取得し、又は子どもの成長に応じ、増改築や改修をしやすいよう、融資や税制等を活用し、子育てに適したゆとりある住宅の確保を図ります。

□ 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進

- ・ 地域優良賃貸住宅制度や民間供給支援型賃貸住宅制度等により、子育て世帯等を対象とした優良な賃貸住宅の供給を支援します。

□ 公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保

- ・ 公的賃貸住宅において、事業主体による子育て世帯等に対する当選倍率優遇等の対応を推進します。

□公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進

- ・ 公的賃貸住宅・団地の建替え等に際し、保育所等との合築・併設を推進します。
また、子育て世帯等の居住安定確保に資する先導的取組に係る提案を募集し、その実現・普及を支援します。

□街なか居住等の推進

- ・ 職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、住宅の供給や良好な住宅市街地などの環境整備を行います。

《安全に安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーなどを推進する》

□子育てバリアフリーの推進

- ・ ユニバーサル・デザインの考え方を踏まえ、都市公園や公共性の高い建築物、公共交通機関における旅客施設や車両等において、段差の解消や子育て世帯にやさしいトイレの整備等のバリアフリー化を推進します。

□道路交通環境の整備

- ・ 歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図るとともに、あんしん歩行エリアにおける面的な交通事故対策を推進します。

□交通安全教育等の推進

- ・ 子どもの発達段階に応じた交通安全教育を推進するとともに、チャイルドシートの正しい使用の徹底や、幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及などを図ります。

□子ども目線のものづくりの推進（キッズデザインの推進）

- ・ 子どもの安全・安心と健やかな成長発達につながる生活環境の創出を目指すため、子どもの目線でのものづくりを推進します。

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）

(11) 働き方の見直しを

《長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る》

□ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づく取組の推進

- ・ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、政労使、地方公共団体等が密接に連携しながら、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、総合的な取組を推進します。

□ 長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進

- ・ 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等、労働者の健康と生活に配慮し、多様な働き方に対応できるような労使の自主的な取組（労働時間等の設定の改善）について、事業主等が適切に対処するために必要な事項を定めた「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）を周知します。

また、長時間労働の抑制のための重点的な監督指導等を実施します。

□ 労働時間等の設定の改善に取り組む中小企業に対する支援・助成

- ・ 中小企業における労働時間等の設定改善を促進するため、助成金の支給などの支援を行います。

□ ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保

- ・ 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度等の企業への制度導入・定着により多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均等・均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性の再就職や就業継続の支援の促進など、多様な働き方を選択できる条件を整備します。

□ テレワークの推進

- ・ 子育てや仕事と生活の調和等の観点から、情報通信技術を活用した、時間と場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークについて普及促進を図ります。

□農業経営体等における女性が働きやすい環境づくりの推進

- ・ 農山漁村において、仕事と子育ての両立が図られるよう、実態調査や普及啓発等を通じ、子育て期の女性が働きやすい環境づくりを推進します。

《男性の子育てへの関わりを促進する》

□男性の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス）

- ・ 父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合に育児休業取得可能期間を延長する「パパ・ママ育休プラス」（日本版「パパ・クォータ」）などの制度の周知と定着を推進し、男性の育児休業の取得促進を図ります。

□父親の育児に関する意識改革、啓発普及

- ・ 父親の育児休業に関する啓発資料や育児休業体験記による周知等により、男性の育児に関する意識改革や啓発普及を促進します。

□男性の家事・育児に関する意識形成

- ・ 男女が協力して家事・育児に参画することの重要性について、若い頃からの教育・啓発を通じて意識形成を図ります。

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

《育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業の支援とともに、子育て女性等の再就職支援を図る》

□育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着

- ・ 育児休業、子育て中の短時間勤務・所定外労働の免除、子の看護休暇等の育児・介護休業法に基づく制度について、有期契約労働者を含め周知を図るとともに、企業の制度として定着するよう、指導を徹底します。
また、育児休業給付により、育児休業中の経済的支援を行います。

□両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備

- ・ 両立支援制度を利用しやすい職場環境を整えるとともに、法に定める最低基準を上回る制度の導入を促進するため、事業主に対する助言や助成等の支援を進めます。

□育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止

- ・ 妊娠・出産、育児休業等の取得などを理由とする解雇その他の不利益な取扱いの防止に向け、周知や相談を充実するとともに、企業への指導を徹底します。

また、育児休業申出書及び育児休業取扱通知書を普及し、一層の改善を図ります。

□妊娠中及び出産後の健康管理の推進

- ・ 企業における妊娠中及び出産後の健康管理の整備を進めるとともに、医師等の指導事項を的確に伝達するための母性健康管理指導事項連絡カードの活用等により、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な健康管理の推進を図ります。

□子育て女性等の再就職支援（マザーズハローワーク事業）

- ・ 子育て等のために離職した者の再就職を総合的かつ一貫して支援するため、マザーズハローワーク事業による再就職支援の充実を図ります。

□男女雇用機会均等の確保による就業継続の支援

- ・ 男女が職場で十分に能力を発揮しながら、出産・子育てができる環境整備の観点から、公正公平な人事評価・処遇を含む企業におけるポジティブ・アクションの普及促進を図ります。

《企業等における取組の「見える化」によりもう一段の取組を推進する》

□企業経営者等の意識変革

- ・ 企業とそこで働く者が、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組めるよう、企業経営者等の意識変革を図るための研修や周知啓発等を図ります。

□一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）の策定・公表の促進

- ・ 企業における次世代育成支援に関する取組が推進されるよう、中小企業を含め、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促進します。また、一般事業主行動計画及び企業の次世代育成支援の取組全体の公表を促進します。

□次世代認定マーク（くるみん）の周知・取組促進

- ・ 次世代認定制度及び次世代認定マーク（くるみん）の広報・周知に努め、企業が認定の取得を目指して、次世代育成支援対策の取組に着手するようインセンティブを高めます。

また、認定企業の取組の好事例について、幅広く発信し、更なる企業の次世代育成支援の取組を促進します。

□顕彰制度等による積極的取組企業の社会的な評価の推進

- ・ 「均等・両立推進企業表彰」（ファミリー・フレンドリー企業部門表彰など）の顕彰制度等により、積極的取組企業の社会的な評価を推進します。

□入札手続等における対応

- ・ 仕事と生活の調和等の企業の取組を促進するため、入札手続時において競争制限的とならないよう留意しつつ企業努力を反映するなど、インセンティブを付与することについて、検討します。

施策に関する数値目標

項目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
新生児集中治療管理室（NICU）病床数 (出生1万人当たり)	22.4床	25～30床
不妊専門相談センター	55都道府県市	全都道府県・指定都市・中核市
平日昼間の保育サービス (注1)		
認可保育所等 (3歳未満児)	215万人 (H21年度見込み) (75万人)	241万人 (注2) (102万人)
家庭的保育 (内数)	0.3万人 (H21年度見込み)	1.9万人 (注2)
延長等の保育サービス (注1)		
延長保育等	79万人 (H21年度見込み)	96万人
夜間保育 (内数)	77か所	280か所
トワイライトステイ (内数)	304か所	410か所
その他の保育サービス (注1)		
休日保育	7万人 (H21年度見込み)	12万人
病児・病後児保育	延べ31万人	延べ200万人 ※体調不良児対応型は、すべての保育所において取組を推進
認定こども園	358か所 (H21.4)	2,000か所以上 (H24年度) (注3)
放課後子どもプラン		「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す (H24年度)
放課後児童クラブ (注1)	81万人 (H21.5)	111万人 (注4)
放課後子ども教室	8,719か所 (H21.4)	「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す (H24年度)

(注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。

(注2) 平成29年度に44%に達する3歳未満児に関する潜在的な保育需要を満たすため、女性の就業率の上昇を働き、平成26年度までに35%の保育サービス提供割合(3歳未満)を目指し、潜在需要をも含めた待機児童解消を図るものである。

(注3) 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れる必要がある。

(注4) 平成29年度に40%(小学1～3年サービス提供割合)に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指すものである。

項目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
常時診療体制が確保されている 小児救急医療圏数	342地区	全小児救急医療圏 (※364地域(平成20年9月1日現在))
ひとり親家庭への支援		
自立支援教育訓練給付金事業	88.7%	全都道府県・市・福祉事務所 設置町村
高等技能訓練促進費等事業	74.3%	全都道府県・市・福祉事務所 設置町村
社会的養護の充実		
里親の拡充		
里親等委託率	10.4%	16%
専門里親登録者数	495世帯	800世帯
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	5,805世帯 (H21.10)	8,000世帯
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	—	140か所
児童養護施設	567か所	610か所
小規模グループケア	446か所	800か所
地域小規模児童養護施設	171か所	300か所
児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)	54か所	160か所
ショートステイ事業	613か所	870か所
児童家庭支援センター	71か所	120か所
情緒障害児短期治療施設	32か所	47か所
子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童 対策地域協議会)の調整機関に専門職員を 配置している市町村の割合	58.3% (H21.4)	80%(市はすべて配置)
個別対応できる児童相談所一時保護所の 環境改善	35か所(H21.4)	全都道府県・指定都市・児童相談所設置市

項 目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
乳児家庭全戸訪問事業	1,512市町村 (H21.7)	全市町村
養育支援訪問事業	996市町村 (H21.7)	全市町村での実施を目指す
地域子育て支援拠点	7,100か所 (H21年度見込み) (市町村単独分含む)	10,000か所
ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	950市町村
一時預かり事業 (注1)	延べ348万人	延べ3,952万人
商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	100か所
小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率	25.3%	33.3%
次世代認定マーク (くるみん) 取得企業数	652企業	2,000企業
ポジティブ・アクション取組企業の割合	20.7% (H18年度)	40%超
学校教育関係		
大学等奨学金事業の充実		
基準適格申請者に対する採用率	92.4%	基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力

(注1) 市町村のニーズ調査の集計結果を基に設定しており、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を視野に入れた数値目標である。

□現状には、補助金等の交付決定ベース等の「市町村」や「か所数」等を含むため、今後、変動があり得る。

【参考指標】

※ 以下は、「子ども・子育てビジョン」に関連する指標で、これまでの計画・合意等により定められているものである。

項目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)	
男性の育児休業取得率(※)	1. 23%	5% (H24年)	10% (H29年)
第1子出産前後の女性の継続就業率(※)	38. 0% (H17年)	45% (H24年)	55% (H29年)
6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間(※)	1日あたり60分 (H18年)	1日あたり 1時間45分 (H24年)	1日あたり 2時間30分 (H29年)
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合(※)	46. 2% (H20年)	60% (H24年)	全ての企業 (H29年)
週労働時間60時間以上の雇用者の割合(※)	10. 0% (H20年)	2割減 (H24年)	半減 (H29年)
年次有給休暇取得率(※)	47. 7% (H19年度)	60% (H24年)	完全取得 (H29年)
テレワーク			
在宅型テレワーカー	約330万人	約700万人 (H27年)	
就労人口に占めるテレワーカー比率(※)	15. 2%	20% (H22年)	
就業率(※)			
男性25～34歳	90. 6% (H20年)	93～94% (H24年)	93～94% (H29年)
女性25～44歳	65. 8% (H20年)	67～70% (H24年)	69～72% (H29年)
フリーターの数(※)	170万人 (H20年度) (H15年にピークの217万人)	162. 8万人 (ピーク時の3/4に減少) (H24年)	144. 7万人 (ピーク時の2/3に減少) (H29年)
ジョブ・プログラム修了者数	—	40万人 (H24年度) (ジョブ・カード制度「全国推進基本計画」(平成20年6月ジョブ・カード推進協議会))	
ジョブ・カード取得者数	6. 5万人	100万人 (H24年度) (ジョブ・カード制度「全国推進基本計画」(平成20年6月ジョブ・カード推進協議会))	

□(※)を付した項目は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)において政労使の合意として定められたものであり、平成24年及び平成29年における目標を掲げている。

項目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
地域ぐるみで子どもの教育に取り組む 環境の整備	学校支援地域本部の 設置か所数 2,396か所 (H21.10) 家庭教育支援の取組(地域 住民による相談対応や学習 機会の提供等)を実施する 市町村数 332市町村 (※文部科学省委託事業実施数)	全国の中学校区で地域が学校を支援する 仕組みづくりが実施されるよう促す (H24年度) 全国の市町村できめ細かな家庭教育支援が 実施されるよう促す (H24年度)
「食育」の普及促進		
食育に関心を持っている国民の割合	72.2% (H21.3)	90%以上 (H22年度)
食育の推進について取組をしている 市町村の割合	87.1% (H17年度)	100%
障害のある子どもへの支援		
児童デイサービス事業のサービス提供 量	22.2万人日分 (H19年度)	34万人日分 (H23年度)
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで 車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅 ストックの比率	10% (H15年度)	25% (H27年度)
歩いていける身近なみどりのネットワーク率	約66% (H19年度)	約7割 (H24年度)
子育てのバリアフリー		
特定道路*におけるバリアフリー化率 * 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の 高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、指定 された道路	51% (H19年度)	75% (H24年度)
主要な生活関連経路における信号機等 のバリアフリー化率	86%	100% (H24年度)
旅客施設*のバリアフリー化率 * 1日当たりの平均利用者数が5千人以上の旅客施設(鉄軌道 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港旅客ターミナル)	71.6%	100% (H22年度)
園路及び広場がバリアフリー化された 都市公園の割合	約44% (H19年度)	約5割 (H24年度)
不特定多数の者等が利用する一定の建 築物*のバリアフリー化率 * 百貨店、劇場、老人ホーム等の不特定多数の者又は主に高齢 者、障害者等が利用する建築物について、床面積2,000㎡以上のも のを新築等する際に段差解消等のバリアフリー化を実施	44% (H19年度)	約50% (H22年度)

項 目	現 状 (平成20年度) ※もしくは直近のデータ	目 標 (平成26年度)
子育てのバリアフリー		
バリアフリー化された鉄軌道車両の導入割合	41.3%	約50% (H22年度)
低床化されたバス車両の導入割合	41.7%	100% (H27年度)
ノンステップバスの導入割合	23.0%	約30% (H22年度)
バリアフリー化された旅客船の導入割合	16.4%	約50% (H22年度)
バリアフリー化された航空機の導入割合	64.3%	約65% (H22年度)
福祉タクシーの導入台数	10,742台	約18,000台 (H22年度)
あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故件数	—	2割抑制 (H24年) (平成19年と比較)

□現状には、補助金等の交付決定ベース等の「市町村」や「か所数」等を含むため、今後、変動があり得る。

(参考)

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付の拡充に必要な社会的追加コストの機械的試算
(ビジョンの最終年度(平成26年度)の姿)

追加所要額 約0.7兆円 (平成26年度) 【～ 約1.0兆円 (平成29年度)】
制度改善を含めた機械的試算 約1.6兆円 (平成26年度) 【～ 約1.9兆円 (平成29年度)】
※施設整備費を除く

<p>【認可保育所等】 + 約3,000億</p> <p>【放課後児童クラブ】 + 約300億</p> <p>【育児休業給付】 + 約1,500億</p> <p>【病児・病後児・休日・延長等】 + 約200億</p>	<p>【一時預かり】 + 約800億</p> <p>【妊婦健診】 + 約700億 (注3)</p> <p>【地域子育て支援拠点】 + 約200億</p>	<p>【社会的養護】</p> <p>+ 約200億</p>
--	--	-------------------------------

<p>制度的見直しを行うと した場合の機械的試算</p>	<p>○認可保育所の利用料1割とした場合 + 約6,900億</p> <p>○育児休業給付・仮に給付率80%とした場合 + 約2,000億</p>
----------------------------------	---

<p>※施設整備費</p>	<p>【保育サービス】 + 約700億</p>	<p>【放課後児童クラブ】 + 約100億</p>	<p>【社会的養護】 + 約70億</p>
---------------	-------------------------	---------------------------	-----------------------

※その他、上記試算に含まれない検討課題
 施設整備補助の在り方、サービスの質の改善(職員配置、職員の処遇、専門性の確保等)

- 注1 重点戦略における「仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」を置き換えたものである。
- 注2 平成29年度の額は、さらに女性の就業率上昇等が進んだ場合の必要額。
- 注3 平成22年度まで財源措置されている14回分の費用負担のうち、平成20年度第2次補正で拡充された9回分を継続した場合。
- 注4 育児休業給付については、現在実施している雇用保険制度からの給付として試算したのではない。
- 注5 放課後対策においては、「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)などの取組が広く全国の小学校区で実施されるよう促す。
- 注6 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方の検討により、数値は変動する。
- 注7 ビジョン期間中の費用は、現在の費用に量的拡大分のみを加えて、粗く機械的に試算すると、おおよそ、運営費で約10兆円、施設整備費で約0.3兆円となる。

(参考)新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築に向けての検討事項

① 育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障

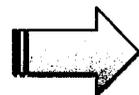


子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度を構築

- ・幼保一体化を含め、多様なサービスメニューを整備
- ・すべての子育て家庭を対象・・・働く家庭も専業主婦家庭も

② 利用者本位の仕組みの導入

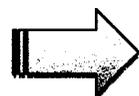
- ※利用者(子ども)中心
- ※潜在化した需要を顕在化



利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・市町村の責務の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度の導入
- ・利用者への例外ないサービス保障(認定による地位の付与と保育に欠ける要件の見直し)
- ・利用者補助方式への見直し 等

③ ・多様な利用者ニーズへの対応
・潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

- ・家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援 等

イコールフットイングによる株式会社・NPO等の事業者の参入促進

- ・客観的基準による指定制の導入
- ・施設整備費、運営費の使途範囲、会計基準等の見直し 等

サービスの質の向上

④ 地域の実情に応じたサービス提供



基礎自治体(市町村)が実施主体

⑤ 安定的・継続的に費用確保



社会全体(国・地方・事業主・本人)による費用負担(財源確保)

平成21年度 雇用均等・児童家庭局 第二次補正予算の概要

○待機児童解消への取組 200億円

安心こども基金に200億円の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用して、

- ①認可保育所の分園等を設置する場合（賃貸物件を含む）
- ②家庭的保育の実施場所を設置する場合（賃貸物件を含む）

において、補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

（参考）補助率の引き上げの内容

待機児童解消のための定員純増整備の条件に基づき補助率を適用する。

①の場合：国 1/2、市町村 1/4、設置者 1/4 → 国 2/3、市町村 1/12、設置者 1/4

②の場合：国 1/2、市町村 1/2 → 国 2/3、市町村 1/3

また、純増定員の算定においては、今回の取組による定員（受け入れ）枠も含めて合算できることとする。

○家庭的保育者養成の推進 （運用改善）

家庭的保育者研修を地域子育て支援拠点事業やファミリーサポートセンター事業等の従事者に対する研修と一体的に実施する場合は、安心こども基金の「地域子育て創生事業（補助率：定額）」の補助対象とし、自治体の負担軽減を図り、家庭的保育者のさらなる養成を図る。

○母子家庭等の在宅就労支援 （運用改善）

各都道府県において自治体（都道府県・市）の事業を審査・採択する仕組みを創設し、より多くの自治体の参加を促進することにより、ひとり親家庭等の在宅就業の促進をさらに図る。

（国が都道府県審査分事業の基準を示すとともに、既に国において審査・採択を行った自治体事業（12月10日15件採択済み）の概要資料を示すこととしている。）

○「育児・介護休業トラブル防止指導員」の設置 **28百万円**

いわゆる「育休切り」等のトラブルを防止するための周知・指導や、個別の事案に関する相談対応を担当する「育児・介護休業トラブル防止指導員」(新規)を設置する。(都道府県労働局雇用均等室に計47名)

○子ども手当の円滑な実施(システム経費) **123億円**

子ども手当の円滑な実施を図るため、その準備のための市町村(特別区を含む)における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

平成22年度 雇用均等・児童家庭局 予 算 案 の 概 要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な少子化対策を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の創設
- 2 ひとり親家庭への自立支援策の充実
- 3 待機児童の解消等の保育サービスの充実
- 4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実
- 5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 6 母子保健医療対策の充実
- 7 仕事と家庭の両立支援

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化（再掲）
- 3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○予算案額の状況

	21年度予算額	22年度予算案額	伸び率
局 合 計	9,815億円	22,861億円	132.9%
一般会計	9,105億円	21,960億円	141.2%
特別会計	711億円	902億円	26.9%
年金特別会計			
児童手当勘定			
うち児童育成事業費	560億円	764億円	36.4%
労働保険特別会計	151億円	137億円	▲8.7%
労災勘定	8億円	6億円	▲17.6%
雇用勘定	143億円	131億円	▲8.2%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子ども手当の創設(国庫負担金)

《1兆4,722億28百万円》

うち、給付費:1兆4555億94百万円

(10か月分を計上)

事務費: 166億34百万円

子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出する。

- ① 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
- ② 所得制限は設けない。
- ③ 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
- ④ ③以外の費用については、全額を国庫が負担する。

注1 公務員については、所属庁から支給する。(国家公務員分の給付費425億円は上記の1兆4,722億円には含まれない。その額を含めると国の給付費負担金は1兆4,980億円。)

注2 給付費総額は2兆2,554億円である。

注3 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

注4 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

[参考]別紙「平成22年予算における子ども手当等の取扱いについて」

○子ども手当の円滑な実施(システム経費)

子ども手当の円滑な実施を図るため、平成21年度第2次補正予算案(123億円)において、その準備のための市町村(特別区を含む)における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

2 ひとり親家庭への自立支援策の充実

《169,335百万円→176,432百万円》

(1)父子家庭への児童扶養手当の支給

4,956百万円

ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する。(平成22年8月施行、12月支払い。)

・手当額(月額)			
児童1人の場合	全部支給	41,720円	
	一部支給	41,710円～9,850円(所得に応じ)	
児童2人以上の加算額	2人目	5,000円	
	3人目以降1人につき	3,000円	

(2) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 3,555百万円

①自立のための就業支援等の推進 3,474百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う事業(高等技能訓練促進費等事業)や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。

②養育費確保の推進 62百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(3) 自立を促進するための経済的支援(一部再掲) 172,877百万円

母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給を行うとともに、母子寡婦福祉貸付金において、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付(自宅通学の場合月額4万5千円)を行う等の充実を図る。

児童扶養手当については、父子家庭にも支給を拡大する。

3 待機児童の解消等の保育サービスの充実

《377,805百万円→415,522百万円》

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実 388,102百万円

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した、民間保育所における受入れ児童数の増を図り、また、家庭的保育など保育サービスの提供手段の拡充を図り、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを充実することにより、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進する。

<主な充実内容>

民間保育所運営費 50,000 人増、家庭的保育 5,000 人増、病児・病後児保育 436 か所増など

○保育所の待機児童解消

平成21年度第2次補正予算案(200億円)において、安心こども基金の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して、

a. 小規模な認可保育所の分園等を設置する場合(賃貸物件を含む)

b. 家庭的保育の実施場所を設置する場合(賃貸物件を含む)

の改修費等について、一定の条件に基づき、補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

(2)総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

27,420百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、クラブを利用できなかった児童の解消を図るための受け入れ児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置を図る(24,153か所→24,872か所)。

さらに、放課後児童クラブガイドラインを踏まえ、望ましい人数規模のクラブへの移行を促進するため、補助単価を増額する。(例:児童数が40人の場合、1クラブ当たりの補助単価:2,426千円→3,026千円)

4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実

《44,660百万円→41,459百万円》

地域における子育て支援拠点や一時預かり等について、身近な場所への設置を促進する。

また、すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業について、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進するとともに、子育て支援に関する情報ネットワークの構築(携帯サイト)、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、子どもの事故の予防強化に取り組む。